

# 条 例 議 案 の 概 要

—平成26年9月定例会—

## 目 次

議案第 77 号	盛岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について	1
議案第 78 号	盛岡市災害被害森林復旧事業分担金条例について	3
議案第 79 号	盛岡市空き家等の適正管理に関する条例について	4
議案第 80 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	5
議案第 81 号	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について	10
議案第 82 号	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例について	21
議案第 83 号	盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例について	22
議案第 84 号	盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例について	23
議案第 85 号	盛岡市子どものための教育・保育給付の対象とする保護者の労働の時間数の基準を定める条例について	24
議案第 86 号	盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例について	25
議案第 87 号	盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について	26
議案第 88 号	盛岡市アイスリンク条例について	28

議案第77号

盛岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設置の認可等に係る調査審議を盛岡市子ども・子育て会議に行わせようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市子ども・子育て会議の設置規定に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を加える。

3 施行期日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日

盛岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市子ども・子育て会議条例 平成25年9月30日条例第38号 改正 <u>平成26年 月 日条例第 号</u> 盛岡市子ども・子育て会議条例 (設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、市長の諮問機関として、盛岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 第2条から第9条まで 略 附 則 略 <u>附 則（平成26年条例第 号）</u> この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。</p>	<p>○盛岡市子ども・子育て会議条例 平成25年9月30日条例第38号 盛岡市子ども・子育て会議条例 (設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項 の規定に基づき、市長の諮問機関として、盛岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 第2条から第9条まで 略 附 則 略</p>

議案第78号

盛岡市災害被害森林復旧事業分担金条例について

1 制定の趣旨

市が実施する災害被害森林復旧事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

- (1) 分担金は、災害被害森林復旧事業（震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた森林（国、県又は市が管理する森林を除く。）を復旧することを目的とする事業をいう。）の実施により利益を受ける者（受益者）から徴収する。
- (2) 分担金の額は、当該年度において、災害被害森林復旧事業に要する費用の額から当該費用に対して国及び県が補助する額並びに当該費用のうち市が負担する額を控除した額とする。
- (3) 分担金は、納入通知書により一括して徴収するが、市長が特別の理由により分担金の納付が困難であると認めたときは、分割して徴収することができる。
- (4) 市長は、特別の理由により分担金の納付が困難であると認めたときは、分担金を軽減し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

3 施行期日

公布の日

議案第79号

盛岡市空き家等の適正管理に関する条例について

1 制定の趣旨

空き家等の適正な管理に関し、所有者等の義務を明らかにするとともに、適正な管理が行われていない空き家等に対する措置について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現を図ろうとするものである。

2 条例の内容

(1) 定義

- ア 空き家等 市の区域内にある建築物その他の工作物又は土地であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- イ 特定空き家等 適正な管理が行われていない空き家等で、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものをいう。
- ウ 所有者等 空き家等の所有者又は管理について権原を有する者をいう。

(2) 所有者等の義務

所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空き家等を適正に管理しなければならないものとする。

(3) 適正な管理が行われていない空き家等に対する措置

実態調査、立入調査、助言又は指導、勧告、命令、代執行及び応急措置を行うものとする。

(4) 市の講ずる施策

市は、空き家等の適正な管理を実現するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないものとする。

3 施行期日

平成27年4月1日

議案第80号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

配偶者がない者で20歳未満の者を扶養しているもの及び避難指示区域であつて平成26年4月1日以後に当該避難指示区域の設定を解除された地域等に平成23年3月11日において居住していた者について、市営住宅への優先入居の取扱いをしようとするものである。

2 改正の内容

市営住宅に優先的に選考して入居させることができる者として次に掲げる者を加える。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のない者で20歳未満の者を扶養しているもの

(2) 次に掲げる地域に平成23年3月11日において居住していた者

ア 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による指示により設定された避難指示区域であつて、平成26年4月1日以後に当該避難指示区域の設定を解除された地域

イ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示により設定された緊急時避難準備区域であつて、平成23年9月30日に当該緊急時避難準備区域の設定を解除された地域

ウ 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域

3 施行期日

平成26年10月1日

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略 <u>平成26年9月 日条例第 号</u></p> <p>第1条から第4条まで 略 (公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次の各号に掲げる理由のいずれかに該当する者については、公募を行わないで市営住宅に入居させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害による住宅の滅失</li> <li>(2) 不良住宅の撤去</li> <li>(3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了</li> <li>(4) 市営住宅建替事業による市営住宅の除却</li> <li>(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</li> <li>(6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却</li> <li>(7) 現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</li> </ul>	<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略</p> <p>第1条から第4条まで 略 (公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次の各号に掲げる理由のいずれかに該当する者については、公募を行わないで市営住宅に入居させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害による住宅の滅失</li> <li>(2) 不良住宅の撤去</li> <li>(3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了</li> <li>(4) 市営住宅建替事業による市営住宅の除却</li> <li>(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</li> <li>(6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却</li> <li>(7) 現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</li> </ul>

改正後	改正前
(8) 現に特定住宅（身体障害者用住宅及び高齢者世話付住宅をいう。以下同じ。）に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）が次条第3項又は第4項に規定する要件を欠くに至ったことにより、市長が入居を募集しようとしている市営住宅（特定住宅を除く。）に当該既存入居者又は同居者が入居することが適切であること。	(8) 現に特定住宅（身体障害者用住宅及び高齢者世話付住宅をいう。以下同じ。）に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）が次条第3項又は第4項に規定する要件を欠くに至ったことにより、市長が入居を募集しようとしている市営住宅（特定住宅を除く。）に当該既存入居者又は同居者が入居することが適切であること。
(9) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。	(9) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。
第6条から第8条まで 略  (入居者の選考)	第6条から第8条まで 略  (入居者の選考)
第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。  (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者 (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者 (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者 (4) 正当な理由による立退きの要求を受け、適當な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。） (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者 (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者  2 前項の規定により選考された者の数が、入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合は、公開抽選によってその戸数に相当する数の入居者を決定する。  3 市長は、第1項に規定する者のうち、次の各号に掲げる者で	第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。  (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者 (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者 (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者 (4) 正当な理由による立退きの要求を受け、適當な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。） (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者 (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者  2 前項の規定により選考された者の数が、入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合は、公開抽選によってその戸数に相当する数の入居者を決定する。  3 市長は、第1項に規定する者のうち、第5条に規定する理由に係る者、

改正後	改正前
<p>速やかに市営住宅に入居することを要するものについては、前項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1) 第5条に規定する理由に係る者</p> <p>(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のない者で20歳未満の者を扶養しているもの</p> <p>(3) 引揚者</p> <p>(4) 炭坑離職者</p> <p>(5) 市長が定める要件を備えている高齢者、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。）又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者若しくは同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者</p> <p>(6) 次に掲げる地域に平成23年3月11日において居住していた者</p> <p>ア 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による指示により設定された避難指示区域であって、平成26年4月1日以後に当該避難指示区域の設定を解除された地域</p> <p>イ 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示により設定された緊急時避難準備区域であって、平成23年9月30日に当該緊急時避難準備区域の設定を解除された地域</p> <p>ウ 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に關</p>	<p>20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭坑離職者又は市長が定める要件を備えている高齢者、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。）若しくは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者若しくは同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、速やかに市営住宅に入居することを要するものについては、前項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>

改正後	改正前
<p><u>する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域</u></p> <p>第10条から第69条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（平成26年条例第 号）</p> <p><u>この条例は、平成26年10月1日から施行する。</u></p> <p>別表 略</p>	<p>第10条から第69条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 略</p>

議案第81号

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の制定に伴い、認定こども園に係る規定を削るとともに、保育所の設備及び運営に関する基準を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 保育所に施設の運営についての重要事項に関する規程を定めることを義務付ける（第16条関係）。
- (2) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の改正に伴う規定の整備を行う（第32条関係）。
- (3) 保育室等を4階以上に設ける場合に必要な避難設備の基準を緩和する（第33条関係）。
- (4) 認定こども園に係る規定を削除する（第35条、附則第4項から第6項まで関係）。

3 施行期日

- (1) 2(2)については、平成26年10月1日
- (2) (1)以外については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号</p> <p>改正 <u>平成26年9月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第19条）</p> <p>第2章 助産施設（第20条～第23条）</p> <p>第3章 母子生活支援施設（第24条～第32条）</p> <p>第4章 保育所（第33条～<u>第39条</u>）</p> <p>第5章 雜則（<u>第40条</u>）</p> <p>附則</p> <p>    第1章 総則     (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、助産施設、母子生活支援施設及び保育所（以下「児童福祉施設」という。）の設備及び運営の基準（以下「<u>設備運営基準</u>」という。）を定めるものとする。</p> <p>    (設備運営基準の目的)</p> <p>第2条 <u>設備運営基準</u>は、市長の監督に属する児童福祉施設に入所している者（以下「入所者」という。）が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに社会に適応するように育成されることを保障することを目的とする。</p> <p>    (設備運営基準の向上)</p> <p>第3条 市長は、盛岡市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、<u>設備運営基準</u>を超えて、その設備及び運営を向上させ</p>	<p>○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号</p> <p>盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第19条）</p> <p>第2章 助産施設（第20条～第23条）</p> <p>第3章 母子生活支援施設（第24条～第32条）</p> <p>第4章 保育所（第33条～<u>第40条</u>）</p> <p>第5章 雜則（<u>第41条</u>）</p> <p>附則</p> <p>    第1章 総則     (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、助産施設、母子生活支援施設及び保育所（以下「児童福祉施設」という。）の設備及び運営の基準（以下「<u>最低基準</u>」という。）を定めるものとする。</p> <p>    (<u>最低基準</u>の目的)</p> <p>第2条 <u>最低基準</u>は、市長の監督に属する児童福祉施設に入所している者（以下「入所者」という。）が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに社会に適応するように育成されることを保障することを目的とする。</p> <p>    (<u>最低基準</u>の向上)</p> <p>第3条 市長は、盛岡市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、<u>最低基準</u>を超えて、その設備及び運営を向上させ</p>

改正後	改正前								
<p>るよう勧告することができる。</p> <p>2 市は、<u>設備運営基準</u>を常に向上させるように努めるものとする。 (<u>設備運営基準</u>と児童福祉施設)</p> <p>第4条 児童福祉施設は、<u>設備運営基準</u>を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 <u>設備運営基準</u>を超えて設備を有し、又は運営を行っている児童福祉施設は、<u>設備運営基準</u>を理由として、その設備又は運営についての水準を低下させてはならない。</p> <p>第5条から第14条まで 略 (健康管理)</p> <p>第15条 児童福祉施設の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が同表の当該右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td><td style="width: 50%;">入所した児童に対する入所時の健康診断</td></tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> <p>3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ、入所の措置又は助産の実施（法第22条第1項本文の規定による助産の実施をいう。）、母子保護の実施（法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施をいう。）若しくは保育所における保育（法第24条第1項の規</p>	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断	児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>るよう勧告することができる。</p> <p>2 市は、<u>最低基準</u>を常に向上させるように努めるものとする。 (<u>最低基準</u>と児童福祉施設)</p> <p>第4条 児童福祉施設は、<u>最低基準</u>を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 <u>最低基準</u>を超えて設備を有し、又は運営を行っている児童福祉施設は、<u>最低基準</u>を理由として、その設備又は運営についての水準を低下させてはならない。</p> <p>第5条から第14条まで 略 (健康管理)</p> <p>第15条 児童福祉施設の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が同表の当該右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td><td style="width: 50%;">入所した児童に対する入所時の健康診断</td></tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> <p>3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ、入所の措置又は助産の実施（法第22条第1項本文の規定による助産の実施をいう。）、母子保護の実施（法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施をいう。）若しくは保育所における保育（法第24条第1項本文の規</p>	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断	児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断								
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断								
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断								
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断								

改正後	改正前
<p>定による保育所における保育をいう。以下同じ。) <u>の提供若しくは同条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</u></p> <p>4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所者の食事を調理する者について厳重な注意を払わなければならない。 (児童福祉施設内部の規程)</p> <p>第16条 児童福祉施設<u>(保育所を除く。)</u>は、次に掲げる事項のうち必要な事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入所者に対する援助に関する事項</li> <li>(2) その他施設の管理についての重要事項</li> </ul> <p>2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 提供する保育の内容</li> <li>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</li> <li>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</li> <li>(6) 乳児、3歳未満の幼児及び3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員</li> <li>(7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</li> <li>(8) 緊急時等における対応方法</li> <li>(9) 非常災害対策</li> <li>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>(11) その他施設の運営に関する重要事項</li> </ul> <p>第17条から第31条まで 略 (関係機関との連携)</p> <p>第32条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所</p>	<p>定による保育所における保育をいう。以下同じ。) _____を解除 又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所者の食事を調理する者について厳重な注意を払わなければならない。 (児童福祉施設内部の規程)</p> <p>第16条 児童福祉施設_____は、次に掲げる事項のうち必要な事項について規程を設けなければ _____ならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入所者に対する援助に関する事項</li> <li>(2) その他施設の管理についての重要事項</li> </ul> <p>第17条から第31条まで 略 (関係機関との連携)</p> <p>第32条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子 _____ 自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子 _____ 福祉団体及び公共職業安定所</p>

改正後		改正前	
並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して母子の保護及び生活支援を行わなければならない。		並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して母子の保護及び生活支援を行わなければならない。	
第4章 保育所 (設備)		第4章 保育所 (設備)	
第33条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。		第33条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。	
（1）乳児又は <u>2歳未満</u> の幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。		（1）乳児又は <u>2歳に満たない</u> 幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。	
（2）乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。		（2）乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。	
（3）乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。		（3）乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。	
（4）2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。		（4）2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。	
（5）保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。		（5）保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。	
（6）保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。		（6）保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。	
（7）乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける場合にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける場合にあっては次のイからクまでの要件に、それぞれ該当するものであること。		（7）乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける場合にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける場合にあっては次のイからクまでの要件に、それぞれ該当するものであること。	
ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。		ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。	
イ 次表の左欄に掲げる保育室等が設けられている階の区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。		イ 次表の左欄に掲げる保育室等が設けられている階の区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。	
階	区分	施設又は設備	
2階	常用	1	屋内階段
階	区分	施設又は設備	
2階	常用	1	屋内階段

改正後			改正前		
		2 屋外階段			2 屋外階段
	避 難 用	<p>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から2階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同条第3項に規定する特別避難階段</p> <p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>		<p>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から2階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同条第3項に規定する特別避難階段</p> <p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>	
3階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段</p> <p>2 屋外階段</p>	3階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段</p> <p>2 屋外階段</p>
	避 難 用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から3階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同条第3項に規定する特別避難階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>		避 難 用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から3階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同条第3項に規定する特別避難階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階 以上	常用 以上	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段	4階 以上	常用 以上	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段

改正後			改正前		
		2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段			2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段
避 難 用	1	建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙を行うことができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡され、かつ、同項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同項に規定する特別避難階段	避 難 用	建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段	
	2	建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路			
	3	建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段			
ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。	ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。		
エ	保育所の調理室	エ	保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）		
	以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 <u>ただし、当該調理室が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合については、この限りでない。</u>		以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。		
(ア)	スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが	(ア)	スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが		

改正後	改正前
設けられていること。	設けられていること。
(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ, かつ, <u>調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</u>	(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ, かつ, <u>当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</u>
オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。	オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。
カ 保育室等その他乳幼児が出入し, 又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	カ 保育室等その他乳幼児が出入し, 又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。	キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
ク 保育所のカーテン, 敷物, 建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。	ク 保育所のカーテン, 敷物, 建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。
第34条 略	第34条 略
(職員の配置)	(職員の配置)
第35条 保育所には, 保育士, 嘴託医及び調理員を置かなければならない。ただし, 調理業務の全部を第三者に委託する施設にあっては, 調理員を置かないことができる。	第35条 保育所には, 保育士, 嘴託医及び調理員を置かなければならない。ただし, 調理業務の全部を第三者に委託する施設にあっては, 調理員を置かないことができる。
2 保育士の数は, 乳児おおむね3人につき1人以上, 1歳以上3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上, 3歳以上4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上_____	2 保育士の数は, 乳児おおむね3人につき1人以上, 1歳以上3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上, 3歳以上4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上 <u>(認定こども園(就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。) 第7条第1項に規定する認定こども園をいう。)</u>
_____， 4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上_____， 4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上_____	<u>である保育所(以下「認定保育所」という。)にあっては, 幼稚園(学校教育法第1条の幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に1日に4時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね35人につき1人以上, 1日に8時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1人以上</u> , 4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上 <u>(認定保育所にあっては, 短時間利用児おおむね35人につき1人以上,</u>

改正後	改正前
<p>_____とする。ただし、1施設につき2人を下ることはできない。</p> <p>第36条 略 (保育の内容)</p> <p>第37条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、<u>保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）</u>に従う。</p> <p>第38条 略 (業務の質の評価等)</p> <p>第39条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 保育所は、定期的に第三者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に業務の質の改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p><u>長時間利用児おおむね30人につき1人以上</u>とする。ただし、1施設につき2人を下ることはできない。</p> <p>第36条 略 (保育の内容)</p> <p>第37条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、<u>厚生労働大臣が定める指針</u>に従う。</p> <p>第38条 略 (公正な選考)</p> <p>第39条 就学前保育等推進法第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えて適用される法第24条第3項の規定に基づき当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。</p>
<p>第5章 雜則 (委任)</p> <p>第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p>	<p>(利用料)</p> <p>第40条 法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選択により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。</p> <p>第5章 雜則 (委任)</p> <p>第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p>

## 改正後

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に存する保育所（建築に着手していたものを含む。）における第33条第2号の規定の適用については、同号中「3.3平方メートル以上」とあるのは「乳児室においては1.65平方メートル以上、ほふく室においては3.3平方メートル以上」とする。ただし、この条例の施行の日以後に当該保育所の建物が増築又は改築された場合における当該増築又は改築に係る部分については、この限りでない。
- 3 4人以上の乳児を入所させる保育所に係る第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。

## 改正前

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に存する保育所（建築に着手していたものを含む。）における第33条第2号の規定の適用については、同号中「3.3平方メートル以上」とあるのは「乳児室においては1.65平方メートル以上、ほふく室においては3.3平方メートル以上」とする。ただし、この条例の施行の日以後に当該保育所の建物が増築又は改築された場合における当該増築又は改築に係る部分については、この限りでない。
- 3 6人以上の乳児を入所させる保育所に係る第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。
- 4 認定子ども園の認定の要件を定める条例（平成18年岩手県条例第68号）  
の規定に適合する施設にするために、設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と共に幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は2歳未満の幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設又は設備の面積及び2歳以上3歳未満の幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設又は設備の面積を除く。）が次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第33条第5号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320平方メートル+100×（学級数-2）平方メートル

- 5 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次表の左欄に

改正後	改正前						
<p><u>附 則（平成26年条例第 1号）</u></p> <p>この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、第1条から第4条まで、第32条及び附則第3項の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。</p>	<p>掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に掲げる面積と2歳以上3歳未満の児につき第33条第5号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td><td>330平方メートル+30×（学級数-1）平方メートル</td></tr> <tr> <td>3学級以上</td><td>400平方メートル+80×（学級数-3）平方メートル</td></tr> </tbody> </table> <p>6 前2項の規定は、認定子ども園の認定の要件を定める条例の規定に適合する施設にするために、設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と共に幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。</p>	学級数	面積	2学級以下	330平方メートル+30×（学級数-1）平方メートル	3学級以上	400平方メートル+80×（学級数-3）平方メートル
学級数	面積						
2学級以下	330平方メートル+30×（学級数-1）平方メートル						
3学級以上	400平方メートル+80×（学級数-3）平方メートル						

議案第82号

盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例について

1 制定の趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

幼保連携型認定こども園の設備の基準並びに学級の編制、職員の配置及び資格、子育て支援事業の内容その他運営の基準について定める。

なお、独自基準として次に掲げる事項を定める。

(1) 乳児室又はほふく室の面積を 3.3平方メートルに2歳未満の園児数を乗じた面積以上とすること（第8条関係）。

(2) 幼保連携型認定こども園は原則として全ての開園日において教育・保育相談事業をしなければならないこと（第11条関係）。

3 施行期日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日

議案第83号

盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例について

1 制定の趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の制定に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

家庭的保育事業、小規模保育事業（A型・B型・C型）、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（保育所型・小規模型）の設備の基準並びに職員の配置及び資格、保育所等との連携、衛生管理その他運営の基準について定める。

なお、独自基準として次に掲げる事項を定める。

- (1) 家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業における屋外遊戯場は事業の実施場所と同一の敷地内に設けること（第23条、第29条、第33条、第34条、第44条関係）。
- (2) 家庭的保育事業、小規模保育事業C型及び居宅訪問型保育事業における家庭的保育者は市長等が行う研修を修了した保育士に限ること（第24条、第35条、第40条関係）。
- (3) 家庭的保育事業における家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人であること（第24条関係）。
- (4) 小規模保育事業B型における保育従事者の3分の2以上は保育士とすること（第32条関係）。
- (5) 保育所型事業所内保育事業における乳児室又はほふく室の面積を乳児又は2歳未満の幼児1人当たり3.3平方メートル以上とすること（第44条関係）。
- (6) 小規模型事業所内保育事業における保育従事者の3分の2以上は保育士とすること（第48条関係）。

3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

議案第84号

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例について

1 制定の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

支給認定子ども（子どもの年齢、保育の必要性等に応じて教育・保育給付を受ける資格を有する市が認定した子ども）が教育・保育給付を受けるに当たって利用することができる施設及び事業者として、市が確認するための基準を次のとおり定める。

(1) 特定教育・保育施設の運営の基準

ア 利用定員の基準

イ 利用者負担額等の受領、運営規程の制定その他運営の基準

ウ 特例施設型給付費の支給に係る特別利用保育（3歳以上の小学校就学前子どもであって家庭において保育を受けることができるものが保育所から受ける保育をいう。）及び特別利用教育（3歳以上の小学校就学前子どもであって家庭において必要な保育を受けることが困難なものが幼稚園から受ける教育をいう。）の基準

(2) 特定地域型保育事業者の運営の基準

ア 利用定員の基準

イ 利用者負担額等の受領、運営規程の制定その他運営の基準

ウ 特例地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育（3歳以上の小学校就学前子どもであって家庭において保育を受けることができるものが特定地域型保育事業者から受ける保育をいう。）及び特定利用地域型保育（3歳以上の小学校就学前子どもであって家庭において必要な保育を受けることが困難なものが特定地域型保育事業者から受ける保育をいう。）の基準

3 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日

議案第85号

盛岡市子どものための教育・保育給付の対象とする保護者の労働の時間数の基準を定める条例について

1 制定の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定に伴い、子どものための教育・保育給付の対象とする保護者の1月当たりの労働の時間数の下限を定めようとするものである。

2 条例の内容

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条第1号の市町村が定める保護者の1月当たりの労働の時間数の下限を48時間とする。

3 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日

議案第86号

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例について

1 制定の趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の制定に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

放課後児童健全育成事業の設備の基準並びに職員の配置及び資格、衛生管理、秘密の保持その他運営に関する基準について定める。

なお、独自の経過措置として、この条例の施行の日の前日において現に放課後児童健全育成事業を行っている者が施行の日から起算して3月以内に市長へ届出をした場合においては、放課後児童健全育成事業所の専用区画の面積の基準及び利用者の支援を一体的に行うための単位を構成する児童の数の基準について、当分の間、適用しないことができるることとする。ただし、この条例の施行の日以後に当該事業者が放課後児童健全育成事業所の専用区画を移転し、又は増築し、若しくは改築した場合については、当該基準を適用することとする（附則第2項及び第3項関係）。

3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

議案第 87 号

盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号）の改正に伴い、婦人保護施設が連携する関係機関を改めようとするほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

婦人保護施設が連携する関係機関のうち、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

3 施行期日

平成26年10月 1 日

盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第57号 改正 平成26年9月 日条例第 号 盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例 (趣旨) 第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「<u>設備運営基準</u>」という。）を定めるものとする。 第2条 略 (<u>設備運営基準</u>と婦人保護施設) 第3条 婦人保護施設は、<u>設備運営基準</u>を超えて、常にその設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。 第4条から第15条まで 略 (関係機関との連携) 第16条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。 第17条 略 附 則 略 附 則 (平成26年条例第 号) この条例は、平成26年10月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第57号 盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例 (趣旨) 第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「<u>最低基準</u>」という。）を定めるものとする。 第2条 略 (<u>最低基準</u>と婦人保護施設) 第3条 婦人保護施設は、<u>最低基準</u>を超えて、常にその設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。 第4条から第15条まで 略 (関係機関との連携) 第16条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。 第17条 略 附 則 略</p>

市民部 スポーツ推進課  
都市施設整備部 公園みどり課

議案第 88 号

盛岡市アイスリンク条例について

1 制定の趣旨

アイスリンクを設置しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 盛岡市アイスリンク条例の制定

ア 名称及び位置

名称	位置
盛岡市アイスリンク	盛岡市本宮五丁目3番3号

イ 開館時間 午前10時から午後6時まで（貸切使用の場合にあっては、午前零時から午後12時まで）

ウ 休館日 每月第3火曜日、1月1日及び12月31日

エ スケートリンクの使用料

(ア) 一般使用の場合

区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
普通使用（1回につき）	600円	300円	200円
回数使用（6回につき）	3,000円	1,500円	1,000円
定期使用（6月につき）	競技関係者	12,000円	7,200円
	その他の者	24,000円	14,400円
定期使用（1年につき）	競技関係者	21,600円	12,900円
	その他の者	43,200円	25,800円
			17,200円

(イ) 貸切使用の場合

区分	午前零時から午前6時まで及び午後5時から午後12時まで	午前6時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで
アマチュアスポーツに使用する場合	土曜日及び休日（1時間までごとに）	13,920円	13,400円
	その他の日（1時間までごとに）	10,750円	10,250円
その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日（1時間までごとに）	55,650円	53,550円
	その他の日（1時間までごとに）	43,050円	40,950円
			42,000円

## 備考

- 1 使用時間が1時間に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の5割に相当する額とする。
- 2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 4 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。

### オ カーリングシートの使用料

区分	一般	高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童
料金を徴収しない場合（1シートにつき1時間までごとに）	1,500円	750円
料金を徴収する場合（1シートにつき1時間までごとに）	2,250円	1,120円

カ 運営及び管理 指定管理者に行わせるものとする（利用料金制を採用する。）。

- (2) 盛岡市市民プール条例（昭和51年条例第26号）、盛岡市都市公園条例（昭和52年条例第10号）及び盛岡市アイスアリーナ条例（平成元年条例第35号）の一部改正  
中学校生徒以下の者が5人以上の団体で使用する場合における市民プール、都南中央公園プール及びアイスアリーナの使用料の減額を廃止する。

### 3 施行期日

- (1) 2(1)については、規則で定める日。ただし、指定管理者の指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。  
(2) 2(2)については、平成27年4月1日

### 4 施設の概要

- (1) 敷地面積 13,717.69m<sup>2</sup>  
(2) 延床面積 4,164.48m<sup>2</sup> (スケートリンク 1,744.96m<sup>2</sup>, カーリングシート 436.5m<sup>2</sup>)  
(3) 設置機能  
ア スケートリンク（国際規格） 1面  
イ カーリングシート（国際規格） 2シート  
ウ 観客席（移動式） 96席  
エ 会議室 2室

【附則第3項】盛岡市市民プール条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																
<p>○盛岡市市民プール条例 昭和51年3月30日条例第26号 改正 略 <u>平成26年 月 日条例第 号</u> 盛岡市市民プール条例 第1条から第21条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (平成26年条例第 号)</u> <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u> 別表（第9条関係） (1) 一般使用の場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>一般</th><th>高等学校生徒</th><th>中学校生徒以下の者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通使用（1回につき）</td><td>700円</td><td>400円</td><td>300円</td></tr> <tr> <td>回数使用 5回につき</td><td>2,800円</td><td>1,600円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td>10回につき</td><td>5,250円</td><td>3,000円</td><td>2,250円</td></tr> <tr> <td>15回につき</td><td>7,350円</td><td>4,200円</td><td>3,150円</td></tr> <tr> <td>団体使用（1人1回につき）</td><td>490円</td><td>280円</td><td>210円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 団体使用の使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</p>	区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒以下の者	普通使用（1回につき）	700円	400円	300円	回数使用 5回につき	2,800円	1,600円	1,200円	10回につき	5,250円	3,000円	2,250円	15回につき	7,350円	4,200円	3,150円	団体使用（1人1回につき）	490円	280円	210円	<p>○盛岡市市民プール条例 昭和51年3月30日条例第26号 改正 略 盛岡市市民プール条例 第1条から第21条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第9条関係） (1) 一般使用の場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>一般</th><th>高等学校生徒</th><th>中学校生徒以下の者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通使用（1回につき）</td><td>700円</td><td>400円</td><td>300円</td></tr> <tr> <td>回数使用 5回につき</td><td>2,800円</td><td>1,600円</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td>10回につき</td><td>5,250円</td><td>3,000円</td><td>2,250円</td></tr> <tr> <td>15回につき</td><td>7,350円</td><td>4,200円</td><td>3,150円</td></tr> <tr> <td>団体使用（1人1回につき）</td><td>490円</td><td>280円</td><td>210円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 団体使用の使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</li> <li>2 規則で定める日に規則で定める中学校生徒以下の者が5人以上の団体で市民プールを使用する場合におけるこの表の適用については、「300円」とあるのは「150円」と、「210円」とあるのは「100円」とする。</li> </ol>	区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒以下の者	普通使用（1回につき）	700円	400円	300円	回数使用 5回につき	2,800円	1,600円	1,200円	10回につき	5,250円	3,000円	2,250円	15回につき	7,350円	4,200円	3,150円	団体使用（1人1回につき）	490円	280円	210円
区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒以下の者																																														
普通使用（1回につき）	700円	400円	300円																																														
回数使用 5回につき	2,800円	1,600円	1,200円																																														
10回につき	5,250円	3,000円	2,250円																																														
15回につき	7,350円	4,200円	3,150円																																														
団体使用（1人1回につき）	490円	280円	210円																																														
区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒以下の者																																														
普通使用（1回につき）	700円	400円	300円																																														
回数使用 5回につき	2,800円	1,600円	1,200円																																														
10回につき	5,250円	3,000円	2,250円																																														
15回につき	7,350円	4,200円	3,150円																																														
団体使用（1人1回につき）	490円	280円	210円																																														
第2号及び第3号 略	第2号及び第3号 略																																																

【附則第4項】盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>○盛岡市都市公園条例 改正 <u>平成26年 月 日条例第 号</u> 盛岡市都市公園条例 盛岡市都市公園条例（昭和33年条例第11号）の全部を改正する。 第1条から第17条まで 略 附 則 略 附 則（平成26年条例第 号） この条例は、平成27年4月1日から施行する。 別表第1から別表第2まで 略 別表第3（第8条関係） (1) 盛岡市動物公園の動物展示施設の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通使用（1回につき）</td><td>500円</td></tr> <tr> <td>定期使用（1年につき）</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>団体使用（1人1回につき）</td><td>400円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中学校生徒以下の者の使用料は、無料とする。</li> <li>定期使用の1年の期間は、第6条の2第3項の許可を受けた日から翌年の当該日に応当する日の前日までとする。</li> <li>団体使用の使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</li> </ol> <p>(2) 盛岡市動物公園の駐車場の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>使用料 (1台1回につき)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車及び中型自動車</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>普通自動車</td><td>200円</td></tr> </tbody> </table>	区分	使用料	普通使用（1回につき）	500円	定期使用（1年につき）	1,000円	団体使用（1人1回につき）	400円	区分	使用料 (1台1回につき)	大型自動車及び中型自動車	1,000円	普通自動車	200円	<p>○盛岡市都市公園条例 改正 盛岡市都市公園条例 盛岡市都市公園条例（昭和33年条例第11号）の全部を改正する。 第1条から第17条まで 略 附 則 略 別表第1から別表第2まで 略 別表第3（第8条関係） (1) 盛岡市動物公園の動物展示施設の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通使用（1回につき）</td><td>500円</td></tr> <tr> <td>定期使用（1年につき）</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>団体使用（1人1回につき）</td><td>400円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中学校生徒以下の者の使用料は、無料とする。</li> <li>定期使用の1年の期間は、第6条の2第3項の許可を受けた日から翌年の当該日に応当する日の前日までとする。</li> <li>団体使用の使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</li> </ol> <p>(2) 盛岡市動物公園の駐車場の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>使用料 (1台1回につき)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車及び中型自動車</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>普通自動車</td><td>200円</td></tr> </tbody> </table>	区分	使用料	普通使用（1回につき）	500円	定期使用（1年につき）	1,000円	団体使用（1人1回につき）	400円	区分	使用料 (1台1回につき)	大型自動車及び中型自動車	1,000円	普通自動車	200円
区分	使用料																												
普通使用（1回につき）	500円																												
定期使用（1年につき）	1,000円																												
団体使用（1人1回につき）	400円																												
区分	使用料 (1台1回につき)																												
大型自動車及び中型自動車	1,000円																												
普通自動車	200円																												
区分	使用料																												
普通使用（1回につき）	500円																												
定期使用（1年につき）	1,000円																												
団体使用（1人1回につき）	400円																												
区分	使用料 (1台1回につき)																												
大型自動車及び中型自動車	1,000円																												
普通自動車	200円																												

## 改正後

備考 この表において「大型自動車」、「中型自動車」及び「普通自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車及び普通自動車をいう。

## (3) 盛岡市都南中央公園プールの使用料

## ア 一般使用の場合

区分	個人使用料 (1人1回につき)	団体使用料 (1人1回につき)
一般	300円	210円
高等学校生徒	200円	140円
中学校生徒以下の者	100円	70円

備考 団体使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

## イ 貸切使用の場合

区分	使用料 (1時間までごとに)
土曜日及び休日	6,500円
平日	5,000円

備考 この表において「休日」とは、日曜日及び祝日法による休日をいう。

## 改正前

備考 この表において「大型自動車」、「中型自動車」及び「普通自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車及び普通自動車をいう。

## (3) 盛岡市都南中央公園プールの使用料

## ア 一般使用の場合

区分	個人使用料 (1人1回につき)	団体使用料 (1人1回につき)
一般	300円	210円
高等学校生徒	200円	140円
中学校生徒以下の者	100円	70円

備考

1 団体使用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

2 規則で定める日に規則で定める中学校生徒以下の者が5人以上の団体で使用する場合におけるこの表の適用については、「100円」とあるのは「50円」と、「70円」とあるのは「30円」とする。

## イ 貸切使用の場合

区分	使用料 (1時間までごとに)
土曜日及び休日	6,500円
平日	5,000円

備考 この表において「休日」とは、日曜日及び祝日法による休日をいう。

【附則第5項】盛岡市アイスアリーナ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																								
<p>○盛岡市アイスアリーナ条例 平成元年9月29日条例第35号 改正 略 <u>平成26年 月 日条例第 号</u> 盛岡市アイスアリーナ条例 第1条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (平成26年条例第 号) <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u> 別表 (第8条関係) (1) 一般使用の場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>一般</th><th>高等学校生徒</th><th>小学校児童及び中学校生徒</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通使用 (1回につき)</td><td>500円</td><td>300円</td><td>200円</td></tr> <tr> <td>回数使用 (6回につき)</td><td>2,500円</td><td>1,500円</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>定期使用 (1冬期につき) 競技関係者</td><td>10,000円</td><td>6,000円</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td>その他の者</td><td>20,000円</td><td>12,000円</td><td>8,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考      1 この表は、冬期（専らアイススケート場として使用に供する期間をいう。次号の表において同じ。）の使用について適用する。      2 「競技関係者」とは、市長が定める体育団体に登録している者をいう。      第2号 略</p>	区分	一般	高等学校生徒	小学校児童及び中学校生徒	普通使用 (1回につき)	500円	300円	200円	回数使用 (6回につき)	2,500円	1,500円	1,000円	定期使用 (1冬期につき) 競技関係者	10,000円	6,000円	4,000円	その他の者	20,000円	12,000円	8,000円	<p>○盛岡市アイスアリーナ条例 平成元年9月29日条例第35号 改正 略 盛岡市アイスアリーナ条例 第1条から第20条まで 略 附 則 略 別表 (第8条関係) (1) 一般使用の場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>一般</th><th>高等学校生徒</th><th>小学校児童及び中学校生徒</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通使用 (1回につき)</td><td>500円</td><td>300円</td><td>200円</td></tr> <tr> <td>回数使用 (6回につき)</td><td>2,500円</td><td>1,500円</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>定期使用 (1冬期につき) 競技関係者</td><td>10,000円</td><td>6,000円</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td>その他の者</td><td>20,000円</td><td>12,000円</td><td>8,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考      1 この表は、冬期（専らアイススケート場として使用に供する期間をいう。次号の表において同じ。）の使用について適用する。      2 規則で定める日に規則で定める小学校児童及び中学校生徒が5人以上の団体で使用する場合におけるこの表の適用については、「200円」とあるのは、「100円」とする。      3 「競技関係者」とは、市長が定める体育団体に登録している者をいう。      第2号 略</p>	区分	一般	高等学校生徒	小学校児童及び中学校生徒	普通使用 (1回につき)	500円	300円	200円	回数使用 (6回につき)	2,500円	1,500円	1,000円	定期使用 (1冬期につき) 競技関係者	10,000円	6,000円	4,000円	その他の者	20,000円	12,000円	8,000円
区分	一般	高等学校生徒	小学校児童及び中学校生徒																																						
普通使用 (1回につき)	500円	300円	200円																																						
回数使用 (6回につき)	2,500円	1,500円	1,000円																																						
定期使用 (1冬期につき) 競技関係者	10,000円	6,000円	4,000円																																						
その他の者	20,000円	12,000円	8,000円																																						
区分	一般	高等学校生徒	小学校児童及び中学校生徒																																						
普通使用 (1回につき)	500円	300円	200円																																						
回数使用 (6回につき)	2,500円	1,500円	1,000円																																						
定期使用 (1冬期につき) 競技関係者	10,000円	6,000円	4,000円																																						
その他の者	20,000円	12,000円	8,000円																																						